

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律要綱（傍線部  
は、今回施行期日を定める部分）

## 第一　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

### 一　選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

1　自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に係る加算規定を設けること。（第四条の三第五項関係）

2　ポスター掲示場費の基準額について、区画数の増加に伴う加算額を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額を改定すること。（第八条の二関係）

3　保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について措置するため、事務費の基準額を改定すること。（第十三条第一項関係）

4　災害の発生、感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備すること。（第十八条第二項関係）

### 二　投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定すること。

（第四条、第五条から第八条まで、第九条、第十三条から第十二条の三まで、第十五条及び第十七条関係）

## 第二 公職選挙法の一部改正

基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備により政見放送をすることができる」ととすること。（第一百五十条第一項関係）

## 第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二 第一による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用するものとすること。（附則第二条第一項関係）

三 新基準法第十三条の二の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあつては、同法第三十条の五第四項の規定による申請の日）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用するものとすること。（附則第二条第二項関係）

四 第二による改正後の公職選挙法の規定は、第二の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙について適用するものとすること。（附則第二条第三項関係）

五 その他所要の規定の整備を行うこと。